



島根県報

令和2年4月30日(木)

号外第61号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【条 例】

島根県制度融資新型コロナウイルス感染症対策基金条例

(中 小 企 業 課) 3

公布された条例等のあらまし

◇島根県制度融資新型コロナウイルス感染症対策基金条例（条例第31号）

1 条例の概要

(1) 設置

新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を受けた事業者の資金繰りを支援するため、島根県制度融資新型コロナウイルス感染症対策基金（以下「基金」という。）を設置することとした。（第1条関係）

(2) 対象事業

基金は、次に掲げる事業に要する経費に充てることとした。（第2条関係）

ア 農業者の資金繰りを支援するために実施する事業

イ 漁業者の資金繰りを支援するために実施する事業

ウ 中小企業者等の資金繰りを支援するために実施する事業

(3) 積立て

基金として積み立てる額は、予算で定めることとした。（第3条関係）

(4) 管理

基金に属する現金は、最も確実かつ有利な方法により保管することとした。（第4条関係）

(5) 運用益金の整理

基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して整理することとした。（第5条関係）

(6) 繰替運用

知事は、財政上必要があると認めるときは、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができることとした。（第6条関係）

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

島根県制度融資新型コロナウイルス感染症対策基金条例をここに公布する。

令和2年4月30日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県条例第31号

島根県制度融資新型コロナウイルス感染症対策基金条例

(設置)

第1条 新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を受けた事業者の資金繰りを支援するため、島根県制度融資新型コロナウイルス感染症対策基金（以下「基金」という。）を設置する。

(対象事業)

第2条 基金は、次に掲げる事業に要する経費に充てるものとする。

- (1) 農業者の資金繰りを支援するために実施する事業
- (2) 漁業者の資金繰りを支援するために実施する事業
- (3) 中小企業者等の資金繰りを支援するために実施する事業

(積立て)

第3条 基金として積み立てる額は、予算で定める。

(管理)

第4条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の整理)

第5条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して整理する。

(繰替運用)

第6条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率

を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。